

シン・企業年金レポート

2025年10月31日
団体年金事業部

<谷内教授のシン・企業年金レポート：第19回>

簡易型 DC の簡素化措置の企業型 DC への適用

— 改正省令の解説 —

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による新連載「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第19回目では、簡易型 DC における手続の簡素化措置を概観するとともに、2025年10月31日に公布された「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」における企業型 DC の手続の簡素化措置について解説します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

簡易型 DC の簡素化措置の企業型 DC への適用

— 改正省令の解説 —

名古屋経済大学 経済学部 教授
谷内 陽一

目 次

- | |
|-----------------------------|
| 1 はじめに |
| 2 簡易型 DC における手続の簡素化措置 |
| 3 簡易型 DC の簡素化措置の企業型 DC への適用 |
| 4 おわりに |

1. はじめに

2025 年 10 月 31 日、簡易型 DC（簡易企業型年金）の廃止を踏まえた企業型確定拠出年金（企業型 DC）の手続の簡素化措置を規定した「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年 10 月 31 日厚生労働省令第 110 号、以下「改正省令」）が公布された。本稿では、簡易型 DC における手続の簡素化措置を概観するとともに、今般の改正省令による簡素化措置について解説する。

なお、本稿の記載内容は、前出の改正省令および 2025 年 9 月 16 日付のパブリック・コメントで公表された改正概要に基づく。また、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

2. 簡易型 DC における手続の簡素化措置

簡易型 DC は、中小企業における企業年金の普及を目的に 2018 年 5 月に創設された。制度設計を一定程度パッケージ化することで制度の設立・運営に係る各種手続の簡素化を図ったものの、制度創設以降 1 件も導入実績が無かったことから、今般の年金制度改正により通常の企業型 DC に統合することとされた¹。

簡易型 DC における手続の簡素化措置は、次の通りである。

¹ 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024）pp. 10-11

(1) 規約の作成・変更に係る提出書類の簡素化

簡易型 DC では、規約の作成・変更の際し、図表 1 に掲げる書類の添付を省略することができる。これらのうち「労働協約及び就業規則」は、規約作成時の書類添付は省略可能だが、規約変更時の書類添付の省略は認められていない。

図表 1 簡易型 DC における提出書類の簡素化

	省略可能な書類	根拠条文(改正法施行前) [※]
規約作成時	確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類	法第 3 条第 5 項 法第 3 条第 4 項第 3 号
	運営管理業務の委託に係る契約書	法第 3 条第 5 項 法第 3 条第 4 項第 4 号
	資産管理契約の契約書	法第 3 条第 5 項 法第 3 条第 4 項第 5 号
	労働協約及び就業規則	法第 3 条第 5 項、法第 3 条第 4 項第 6 号 則第 3 条の 2 第 2 項、則第 3 条第 2 項第 1 項
	運営管理機関の選任の理由についての書類	法第 3 条第 5 項、法第 3 条第 4 項第 6 号 則第 3 条の 2 第 2 項、則第 3 条第 2 項第 5 項
規約変更時	運営管理業務の委託に係る契約書	則第 6 条の 2 第 1 項 則第 6 条第 1 項第 2 項
	資産管理契約の契約書	則第 6 条の 2 第 1 項 則第 6 条第 1 項第 3 項
	確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類	則第 6 条の 2 第 1 項 則第 6 条第 1 項第 5 項
	運営管理機関の選任の理由についての書類	則第 6 条の 2 第 1 項 則第 6 条第 1 項第 8 項

※「法」は確定拠出年金法（DC 法）、「令」は DC 法施行令、「則」は DC 法施行規則を表す。
（出所）関連法令に基づき筆者作成

(2) 規約変更に係る手続（申請方法・労使合意）の簡素化

簡易型 DC では、図表 2 に掲げる規約の変更に際しては、承認申請ではなく届出（軽微な変更）による手続が認められている。

図表 2 簡易型 DC における規約変更手続の簡素化

承認申請から届出に簡素化される手続	根拠条文(改正法施行前) [※]
運営管理機関の行う業務	則第 5 条第 1 項第 4 号 法第 3 条第 3 項第 4 号
運営管理業務の委託に係る契約に関する事項	則第 5 条第 1 項第 9 号 令第 3 条第 1 号
資産管理契約に関する事項	則第 5 条第 1 項第 10 号 令第 3 条第 2 号
事業主掛金の納付に関する事項	則第 5 条第 1 項第 11 号 令第 3 条第 3 号
企業型年金加入者掛金の納付に関する事項	則第 5 条第 1 項第 12 号 令第 3 条第 4 号

※「法」は DC 法、「令」は DC 法施行令、「則」は DC 法施行規則を表す。
（出所）関連法令に基づき筆者作成

3. 簡易型 DC の手続簡素化措置の企業型 DC への適用

(1) 今般公布された改正省令の概要

前述の通り、簡易型 DC は今般の年金制度改正により廃止され、通常の企業型 DC に統合することとされた。これを受けて、改正法（社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律：令和 7 年法律第 74 号）では、簡易型 DC に係る条項が 2026 年 4 月 1 日付で削除される²。

パブリック・コメントで公表された改正概要では、「これまで簡易型 DC についてのみ適用していた取扱いを通常の企業型 DC にも適用する」旨の記載のみであったが、今般公布された改正省令により、図表 3 に掲げる簡素化措置が通常の企業型 DC に適用されることが判明した。手続の簡素化（承認申請から届出への変更）は現行の簡易型 DC の措置にほぼ則した内容となったものの、提出書類の簡素化はごく一部に留まっており、パブリック・コメントの改正概要の記載からはやや後退した印象を受ける。

図表 3 企業型 DC の規約変更に係る簡素化措置

提出書類の簡素化	<ul style="list-style-type: none">● 運営管理業務の委託に係る契約書● 資産管理契約の契約書
手続の簡素化 (承認申請から届出へ)	<ul style="list-style-type: none">● 運営管理機関の行う業務● 運営管理業務の委託に係る契約に関する事項● 資産管理契約に関する事項● 事業主掛金の納付に関する事項● 企業型年金加入者掛金の納付に関する事項

(出所) 改正省令に基づき筆者作成

(2) 改正省令の施行期日

改正省令の施行期日は、改正法における簡易型 DC の廃止と同じく 2026 年 4 月 1 日とされた。

4. おわりに

今般の企業型 DC における手続の簡素化措置は、制度の利便性を向上させ、もって企業年金の普及・促進を図る観点からは、望ましい施策ではある。しかし、

² 改正法第 29 条に基づく改正後の DC 法第 3 条、第 19 条および第 23 条。

パブリック・コメントの開始時点では改正の詳細は不明であり、改正省令が公布されてから新たに判明した事項（例：提出書類の簡素化の範囲等）も少なくなかった。

近年のパブリック・コメントは、意見募集開始時点で条文案あるいは新旧対照表が公表される機会が明らかに減少していると筆者は感じる。情報量に乏しい改正概要のみを提示したところで、制度の利便性向上に資する有益な意見が果たして集まるのだろうか。今後もこのような杜撰なパブリック・コメントが続くようであれば、そのあり方を見直すべきではないだろうか。

<参考文献>

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 10 月 31 日厚生労働省令第 110 号）（官報）

<https://www.kanpo.go.jp/20251031/20251031h01580/20251031h015800002f.html>

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について（e-gov パブリック・コメント）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250196&Mode=0>

社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024）「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」2024 年 12 月 27 日公表

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000581021.pdf>

谷内陽一（2025a）「年金制度改正法案における私的年金の改正事項」『第一生命 年金通信：シン・企業年金レポート第 14 回』No. 2025-23

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2031>

谷内陽一（2025b）「簡易型 DC の廃止にみる企業年金普及の方策」『第一生命 年金通信：シン・企業年金レポート第 18 回』No. 2025-75

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2079>